

津花火大会実行委員会
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

～夏の夜空を彩るために～

津花火大会実行委員会

〈 目 次 〉

1	目的	1
2	位置づけ	1
3	対象	1
4	基本的な感染予防対策	1
5	役割分担	3
6	遵守すべき事項	3
7	観覧場所において実施すべき事項	4
8	開催の可否判断	4
9	その他	4

1 目的

本ガイドラインは、津花火大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が津花火大会（以下「大会」という。）の開催・観覧における観覧者及び従事者（以下「観覧者等」という。）の遵守すべき事項を定め、大会での新型コロナウイルスの感染予防を最優先に行うことを目的とする。

2 位置づけ

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づいた三重県作成の「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針」及び津市作成の「新型コロナウイルス感染症に係る津市主催イベントの開催判断の考え方」を参考に、大会を安全に実施するために必要な対策や取組等について整理し、今後の取組の対策方針等を示す。

3 対象

本ガイドラインは、阿漕浦海岸・御殿場海岸で開催する大会の開催に伴う観覧者等を対象とする。

4 基本的な感染予防対策

実行委員会は、大会の観覧者等がウイルスを「持ち込まない」「広げない」ため、以下の感染症の防止・予防対策を講じる。

（１）「３つの密」の回避

① 身体的距離の確保、対面の回避

- ア 人と人との接触を可能な限り避け、身体的距離の確保に努める。
- イ 会話等の際は、対面を避けるよう努める。

② 換気の徹底

- ア 屋内では、窓の開放や換気扇の利用により、常にあるいは定期的に換気を行う。
- イ 屋外テントであっても、影響がない範囲で、換気を行う。

③ 密集の回避

混雑等による密集を回避するため、滞留が発生する場所では、注意喚起を行う。

（２）飛沫・接触感染の防止

① マスク着用の徹底

原則としてマスクを着用する。

② 手洗い・手指消毒の徹底

こまめな手洗い（30秒程度かけて水と石けんで）、又は手指消毒による消毒の実施を励行する。

③ 大声での会話、歓声の制限

大声での会話、歓声を禁止する。

(3) 飲食の制限

- ① 飲食は、熱中症対策の水分補給以外は原則控える。
- ② 飲酒は控える。

(4) 清掃・消毒の徹底

実行委員会が用意したもので、多くの人に触れる机等の共用部分の消毒を定期的に行う。

(5) 連絡先把握等

① 連絡先の把握

感染者が発生した場合に備えて、従事者の連絡先を把握する。なお、観覧者については、次の②のとおり把握に努める。

② 観覧者の把握方法

観覧者の連絡先の把握には、大会の来場前には「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)」の事前インストールと、「安心みえるLINE」の事前登録を行うことを周知する。

(6) 従事者の体調の把握

大会での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を最小限とするために、従事者の体調を把握する。

(7) 大会への従事条件等の設定

① 大会への従事条件

ア 従事者は、実施日の7日前の時点もしくはそれ以降において、以下の事項に一つでも該当する場合は従事を控える。

- ㊦ 発熱（37度5分以上）があった
- ㊧ 咳、喉の痛み、鼻水、頭痛、倦怠感、呼吸困難、味覚や嗅覚の異常などの症状があった
- ㊨ 家族等の同居者にア又はイのいずれかの体調不良がある場合

イ 従事者は、実施日の7日前の時点もしくはそれ以降において、以下の事項に一つでも該当する場合は従事を認めない。

- ㊰ 新型コロナウイルスに感染し、医療機関や保健所から療養終了の判断が出ていない
- ㊱ 濃厚接触者として自宅待機中
- ㊲ 家族等の同居者が濃厚接触者として自宅待機中
- ㊳ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

② 観覧者の来場基準

観覧者は、以下の事項に一つでも該当する場合、来場を控えること。

ア 発熱（37度5分以上）がある

イ 咳、喉の痛み、鼻水、頭痛、倦怠感、呼吸困難、味覚や嗅覚の異常などの症状がある

ウ 新型コロナウイルスに感染し、医療機関や保健所から療養終了の判断が出ていない

エ 濃厚接触者として自宅待機中

- オ 家族等の同居者が濃厚接触者として自宅待機中
- カ 家族等の同居者にア又はイのいずれかの体調不良がある場合
- キ 過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等在住者との濃厚接触がある

(8) 発熱等の体調不良があった場合の対応

体調不良者が発生した場合の対応については、別に定める。

5 役割分担

(1) 実行委員会の役割

- ① 本ガイドラインを作成し、関係者へ本ガイドラインや感染対策などの周知徹底を行う。
- ② 本ガイドライン等に基づき、具体的な感染防止対策を実施するとともに、感染防止対策の状況確認を行う。
- ③ 常に新型コロナウイルス感染症に関する最新情報の収集、共有に努め、適宜、本ガイドライン等に反映する。
- ④ 安全・安心な環境の提供を最優先として、関係機関等との緊密な連携を図り、感染予防及び拡大防止に努める。
- ⑤ 観覧者等の体調把握に努める。
- ⑥ 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」及び「安心みえるLINE」の登録の啓発に努める。

(2) 従事者の役割

- ① 各自の体調把握を行う。
- ② 本ガイドライン等に基づき、具体的な感染防止対策について、実行委員会事務局と協力して実施する。
- ③ 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」及び「安心みえるLINE」の事前登録を行う。

(3) 観覧者の役割

観覧者は、大会の観覧前までに、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の事前インストールを行うとともに、「安心みえるLINE」の事前登録を行うことが望ましい。

6 遵守すべき事項

- (1) 大会に関わる全ての者は、自らと他の者を新型コロナウイルスの感染から守るため、自らの体調管理に最大限の注意を払う。
- (2) 大会実施日の7日前から、多数が集まるイベントや会食を原則避け、各自で新型コロナウイルスへの感染リスクを抑える行動をとる。
- (3) 従事者は、大会実施日の7日前から起床時体温、健康状態及び行動歴を毎日記録し、確

認する。

- (4) 原則としてマスクを着用する。ただし、マスクの着用が困難であると実行委員会が判断した場合は、タオル等で口元を覆う等の代替措置をとる。
- (5) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する。
- (6) 発熱等の感染疑いの症状がある場合、氏名及び連絡先の提出、体調確認等、実行委員会の要請に協力する。
- (7) 感染防止のために実行委員会が定めるその他の措置及び指示に従う。

7 観覧場所において実施すべき事項

- ① 観覧者同士の十分な身体的距離の確保に努める。
- ② 飛沫感染や接触感染防止のため、以下の行為は控える。
 - ア 大声を出しての観覧
 - イ ハイタッチ、肩組み
- ③ 大声等により飛沫感染の恐れがある場合は、適宜注意喚起を行う。

8 開催の可否判断

(1) 中止の判断基準

大会の実施日に津市を対象とした以下の宣言等が発令されている場合は原則中止とする。

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第31条の4第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置が発出されている場合
- ② 特措法第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出されている場合
- ③ 地方自治体から中止が要請された場合

(2) 中止の判断時期

大会の中止の判断時期は、実施日の2週間前（令和4年7月16日）とする。

9 その他

本ガイドラインは、今後の感染状況の変化や国・自治体の指針の変更等によって、記載の内容が変更になることがある。